

第2回 経済産業統計の利活用促進に関する研究会

議事概要

日時：平成19年11月16日（金）10～12時

場所：経済産業省別館10F1020会議室

出席委員：廣松座長、上野委員、佐藤委員、菅委員、富浦委員、三尾委員、横山委員

議題：

1. 経済産業統計に対するニーズ
2. 著作権について
3. 報告事項（意識調査等）

議事要旨

1. 経済産業統計に対するニーズ

＜事務局より、資料3、資料4にもとづき説明＞

- 経済産業統計に対するニーズとして資料3にまとめられている内容には、統計全体に対する本質的な内容と、個別の統計に対する内容が混ざってしまっている。
- 地域別表章へのニーズは高いが、秘匿の問題があつて難しいところである。現在は秘匿を行うために「x」で表示している。
- 秘匿は、法的根拠に基づいて実施されているものなのか。
- 統計法に規定されている、「秘密の保護」に基づいて秘匿している。複数の統計の結果表を組み合わせることで客体が類推できてしまう場合にも秘匿することになる。
- 秘匿については、オーダーメイド集計、匿名データの活用の際にも課題となるため、技術的な検討が必要である。
- サービス業に関する統計の整備については、従来からずっと課題になっている事項であり、経済産業省と総務省では、整備について検討を行っている段階。
- 企業の場合には、オーダーメイド集計や匿名データと一般に出版されている本やデータベースの情報を組み合わせることで、特定できてしまう場合もあると思われるが、秘匿の観点からは、どう扱うのか。
- 企業の場合、有価証券報告書から特定出来てしまう場合には、秘匿を行っている。
- 秘匿の対象や方法は統計の実施主体に任されるのか。
- 現状では、実施主体が判断している部分もあるが、新統計法の施行後は、統計委員会で審議されるため、第三者によって客観的に評価されることになる。

- 記入者の意向はどの程度反映されることになるのか。
- 当面は、統計委員会での審議によることになると思われる。記入者の意向をどの程度反映するかについては、今後の課題と言える。
- 資料3にまとめられているニーズは、現実的に対応が可能な内容とそうではない内容が混在している。また、ヒアリングを実施していることなので、ニーズだけではなく、具体的にどう変えてほしいという提案もあったのではないか。企業等からの提案も含めて再整理をした方が良いのではないか。
- 資料4は大変興味深い資料。統計の公表日時とダウンロード数の関係を分析すれば、速報に対するニーズが捉えられるのではないか。公表と同時にダウンロードされているような統計は速報に対するニーズが高いと考えられる。
- 資料3にまとめられているニーズについて、各統計の実務的な見直し程度で済むのか、法改正等まで必要な内容なのか、また、本研究会で検討すべき内容であるのかどうかについて、方向性を示してほしい。

2. 著作権について

<資料5について、事務局より説明>

- ポイントになるのは、「アイデア」ではなく「表現」といえるのか、「創作性」があるのか、という点。取りえる選択の幅が狭い状況では、誰がやっても同じような結果になるため、創作性があるとは言えない。また、創作性があるとしても、単なるアイデアでしかないであれば著作物性は認められないことになる。
- アイデアであるのか、表現なのかという点では、アイデアの具体性が高まることで表現になるとも考えられる。したがって、オーダーメイド集計では、集計の仕様の示し方が具体的であれば表現と言える場合もあると考えられる。
- 仕様が表現とみなせた場合に、権利が利用者と国のどちらに属するのかと言えば、仕様を考えたのは利用者であるから、利用者に権利が属することになる。
- ただし、誰かが同じ仕様で集計を行ったとしても、依拠性がなければ、著作権の侵害にはならない。ただし、国は最初の利用者が提示した仕様を見ているので、その集計結果を使うのであれば、必ず利用者の許可を得る必要がある。
- 対策として考えられるのは、オーダーメイド集計、匿名データの利用を申し込んだ時点で著作権を国に譲渡させることが考えられる。人格権の課題は残るが、統計の場合、絵画等とは異なり、機能的な著作物なので、大きな課題にはならないと考えられる。
- 国と利用者が協力して仕様を決定した場合は、著作権はどちらに帰属するのか。
- 国と利用者が協力する場合は、著作権を共有することになる。
- 例えば、論文の付録として利用したデータを公開する場合がある。そのデータを利用する場合にも、許諾を得る必要があるのか。
- 知的生産を行ったのが論文の作者であれば、著作権は作者に属しており、利用に際し

ては許諾を得る必要がある。ただし、著作権法の定めに関わらず、統計の分野での慣習があるのであれば、問題ないのかもしれない。また、論文そのものではなく、データの部分については、創作性が認められることはないとと思う。

- 同じ仕様であっても、例えば、時点等が異なるデータを使用して集計した結果は著作権の侵害になるのか。
- 学問的にも難しい問題であり、一概には言えない。例えば、「職業別電話帳」を考えてみると、誰かが「東京」の職業別電話帳を作成したとして、職業の分類に創作性が認められるとする。別の人人が「大阪」の職業別電話帳を作成した場合、著作権の侵害になるかといえば、東京と大阪で全く同じ職業分類にはならないので、侵害とは言えない。ただし、「職業別」の分類「体系」に創作性を認めるかどうかによっても判断が分かれる。
- 統計で考えれば、データは事実であり、数式はアイデアであるので、創作性は認められない。創作性が認められるとすれば、配置する項目や指標の選択方法ではないか。また、グラフ等の図表には創作性がある場合も考えられる。もし、指標の選択方法に創作性があるのであれば、使用したデータの時点を変えても著作権の侵害になる。
- 項目の配置や図表の枠を定めることに創作性があるかどうかが問題。枠はアイデアに含まれると決められればシンプルになるが、表現に含むべきものがある可能性は否定できない。
- 例えば、全国の「がんばっている」企業を比較する表があったとすると、「がんばっている」企業を選ぶための考え方による創作性があるのではないか。
- 「がんばっている」ということを表す指標に基づく企業の選び方と配列には創作性が認められると思う。
- 例えば、「おいしいラーメン屋トップ10」という表はありふれているが、「10人座れる」や「結婚式ができる」おいしいラーメン屋トップ10であれば、ありふれているとは言えず、具体的であり、創作性が認められても良いかもしれない。
- どの部分に創作的価値があるかによって判断が分かれる。表示されている指標に創作性があるのであれば、数値が変わることでも著作権が認められるが、指標の配置や図表の枠に創作性があるのであれば、数値が変わっても著作権は認められない。
- 著作権法第12条で言うところの「素材」というのは、統計に当てはめると何になるのか。
- 創作者の意図によって異なるので一概には言うのは難しい。
- オーダーメイド集計や匿名データの利用によって、著作権が発生したとしても、利用の申し込みの段階で権利を放棄させることは可能か。
- 著作権が発生することが前提となるが、利用者の許諾を得られれば可能である。
- 国としては、著作権を放棄してもらえば問題はない。ただ、放棄されることで、利用者から訴えられるなどの問題はないのか。

- 利用者が支払う料金も考慮する必要がある。利用者から料金を徴収するにも関わらず、著作権を認めないのは難しいかも知れない。一方で、公共の利益と私的な著作権としての財産権との兼ね合いも考える必要がある。
- 料金については、実費を徴収する予定になっている。
- オーダーメイド集計、匿名データの利用目的が基本的に学術目的に限定されるのであれば、利用者に著作権を放棄させても問題ないのでないか。

3. 報告事項（意識調査等）

＜資料6について、事務局より報告＞

- 次回の研究会は、平成20年1月25日（金）10:00～12:00でお願いしたい。

以上